

JIPDECセミナー

「電子契約検討のための基礎知識－ゼロから始める電子契約！」

いちばんやさしい電子契約

2022年10月14日

合同会社PPAP総研（法人番号：5010003033116）

代表社員 大泰司 章

今日のお話

PRI



0. はじめに
1. 電子契約サービスを使いましょう
2. 電子帳簿保存法改正への対応
3. インボイス制度の開始
4. JIPDECの取組み
5. おわりに

0. はじめに

会社案内



- 合同会社 P P A P 総研
(法人番号：5010003033116)
- 私たちは、PPAP、PHS、ネ申エクセル等の不合理な電子化を排し、真の業務の効率化と働き方改革を目指すコンサルタント集団です。
- 業務範囲： 電子契約、EDI、ERP、fintech、メールやWebサイトのなりすまし対策、メール送信マナー、サプライチェーン効率化、情報セキュリティ、営業秘密（個人情報）保護

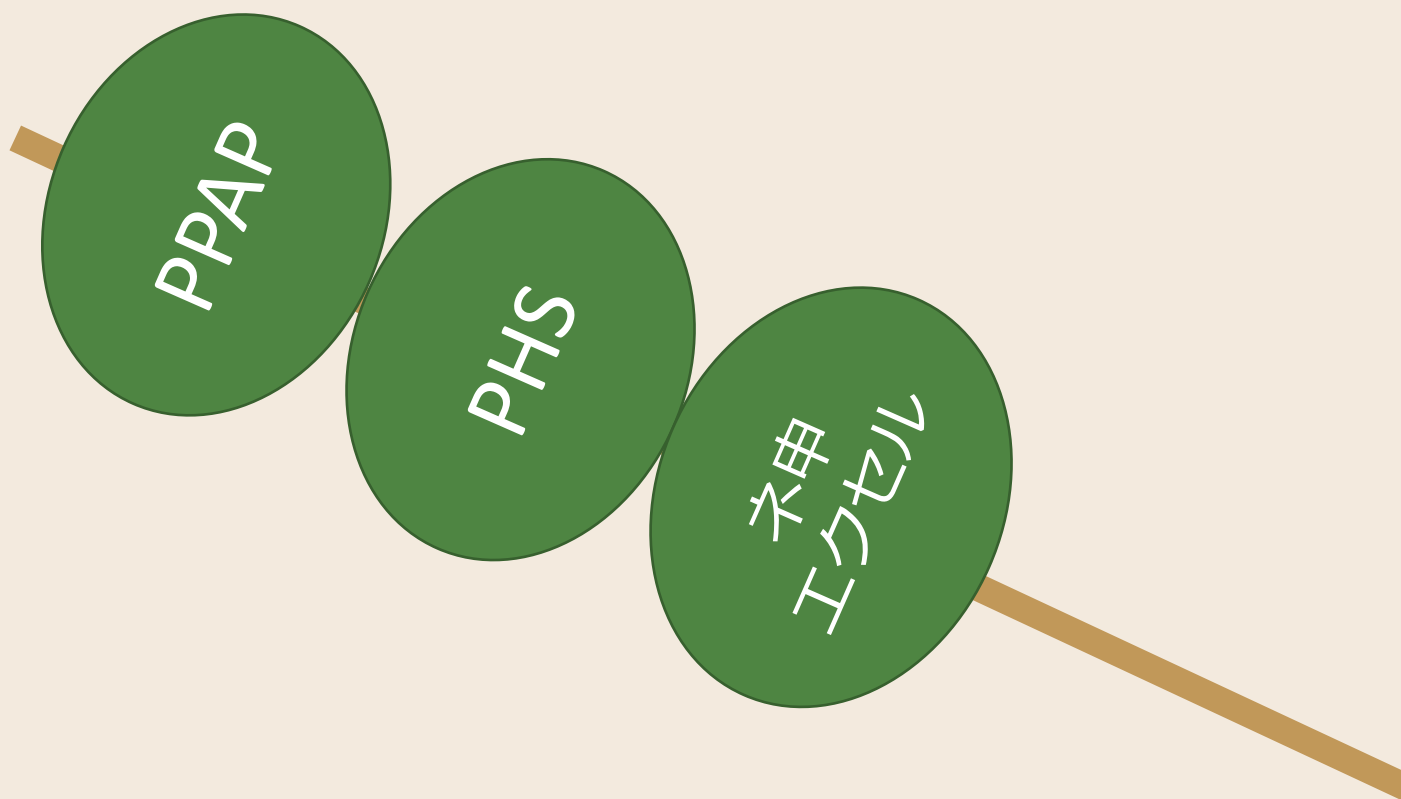
プロフィール



- 三菱電機→JIP→JIPDEC→PPAP総研
営業、企画、コンサルタント等
- 合同会社 P P A P 総研 代表社員
- JIPDEC 客員研究員（トラステッドサービス）
- 全国社会保険労務士連合会 デジタル化推進特別委員会 委員
- 日鉄ソリューションズ株式会社 電子契約コンサルティンググループ特別顧問
- ペーパーロジック株式会社 顧問（電子契約）
- SKJコンサルティング合同会社 プリンシパル 電子契約コンサルタント
- 株式会社スマイルワークス プロジェクトマネージャー（ERP、EDI、FINTECH）
- シヤチハタ株式会社 エバンジェリスト（電子印鑑、決裁、署名）

なんちゃってDX三兄弟

PRI



Passwordつきzip暗号化ファイルを送ります

Passwordを送ります

Aん号化

Protocol

※詳細はfacebookグループ「くたばれPPAP！」にて

こちらをご覧ください



2022年2月18日 JIPDECセミナー

S/MIME最前線

「なりすましメール対策の現状と課題

－S/MIMEを活用したなりすまし対策事例紹介」

<https://www.jipdec.or.jp/eventseminar/event/20220218seminar.html>

基調講演 「PPAP廃止に関する動向と対策案の検討」

東京電機大学研究推進社会連携センター

顧問・客員教授 佐々木 良一氏

https://www.jipdec.or.jp/library/report/20220218_r1.html

次男

※出典：上原哲太郎

「PPAPを何とかしたいのだがPHSも何とかしたい」

<https://www.slideshare.net/tetsutalow/ppaphspdf>

PRI

メールに添付したファイルを

Printしてから

Hanko押して

Scanして

送って下さい**プロトコル**



PHS反対運動の父
立命館大 上原氏

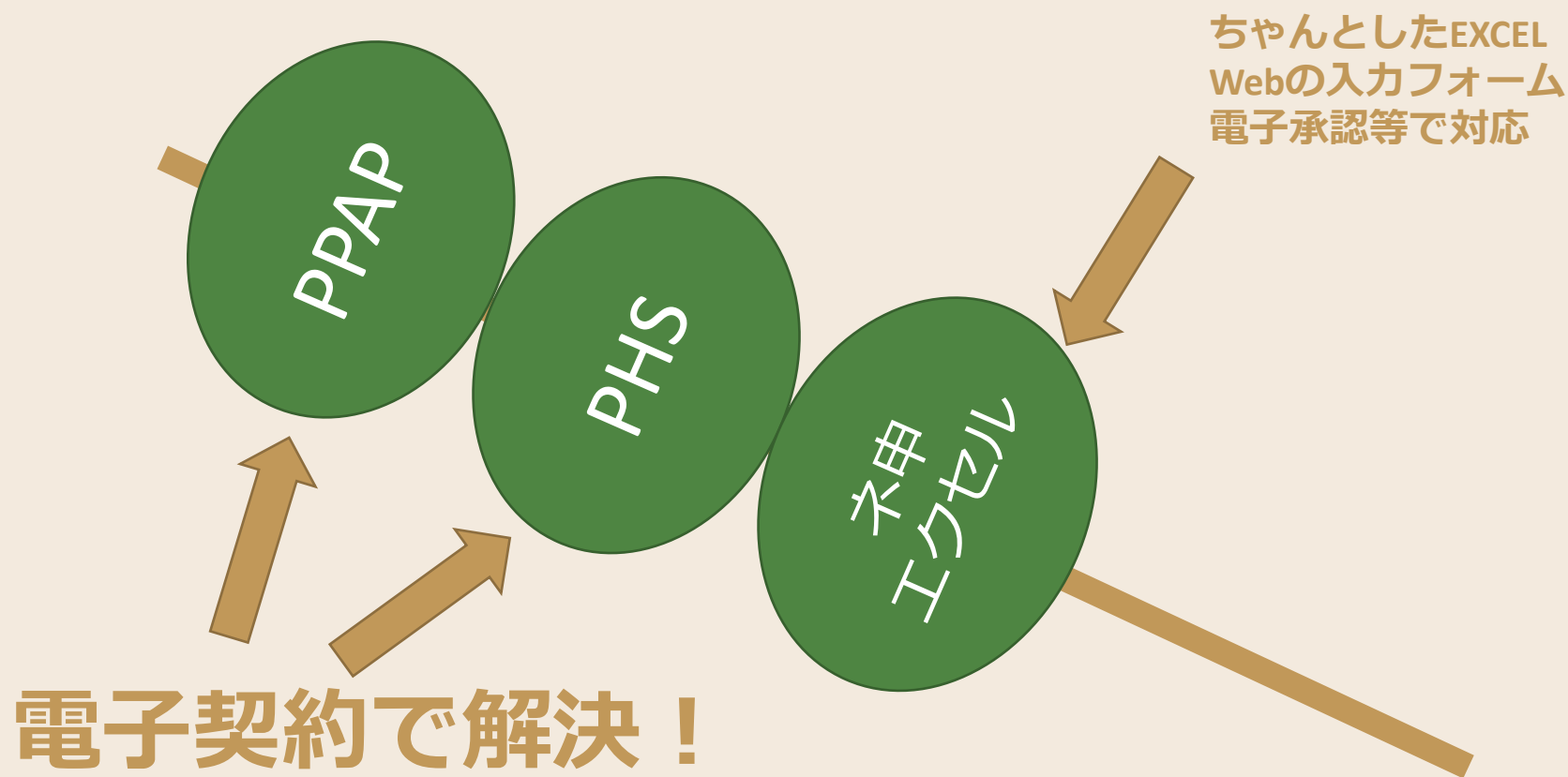
※詳細はfacebookグループ「電子契約元年」にて

<https://www.forguncy.com/information/events/excelforguncy>

10

なんちゃってDX三兄弟と電子契約

PRI



1. 電子契約サービスを使いましょう

電子契約とは



従来、紙ベースで当事者間でやり取りをしていた取引文書（見積書、発注書、発注請書、契約書、納品書、検収書、請求書、領収書等）を電子化（電子文書）したもの。合意前の交渉などのコミュニケーションや、「契約」確定後の書類の保管・保存までの一連の業務を電子化することにより、「契約」業務の効率化実現が可能となる。

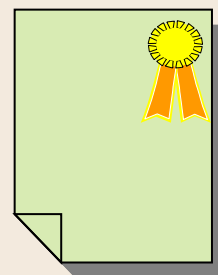
主なメリットとしては、部門間での連携作業のスピードアップ、取引先とのスムーズなコミュニケーションなどによる業務の効率化、電子文書へのアクセスの一元管理のほか、紙媒体の保管場所が不要となり、印紙税が課税対象外となることから、コスト削減が見込まれる。また、電子文書に電子証明書を用いて、電子署名やタイムスタンプを付すことで、真正性・原本性を確保した保存を行うことが可能となる。

書面での契約との違い

PRI



書面に
ハンコ



電子ファイルに
電子署名

ハンコ



秘密鍵

印影付きの書面



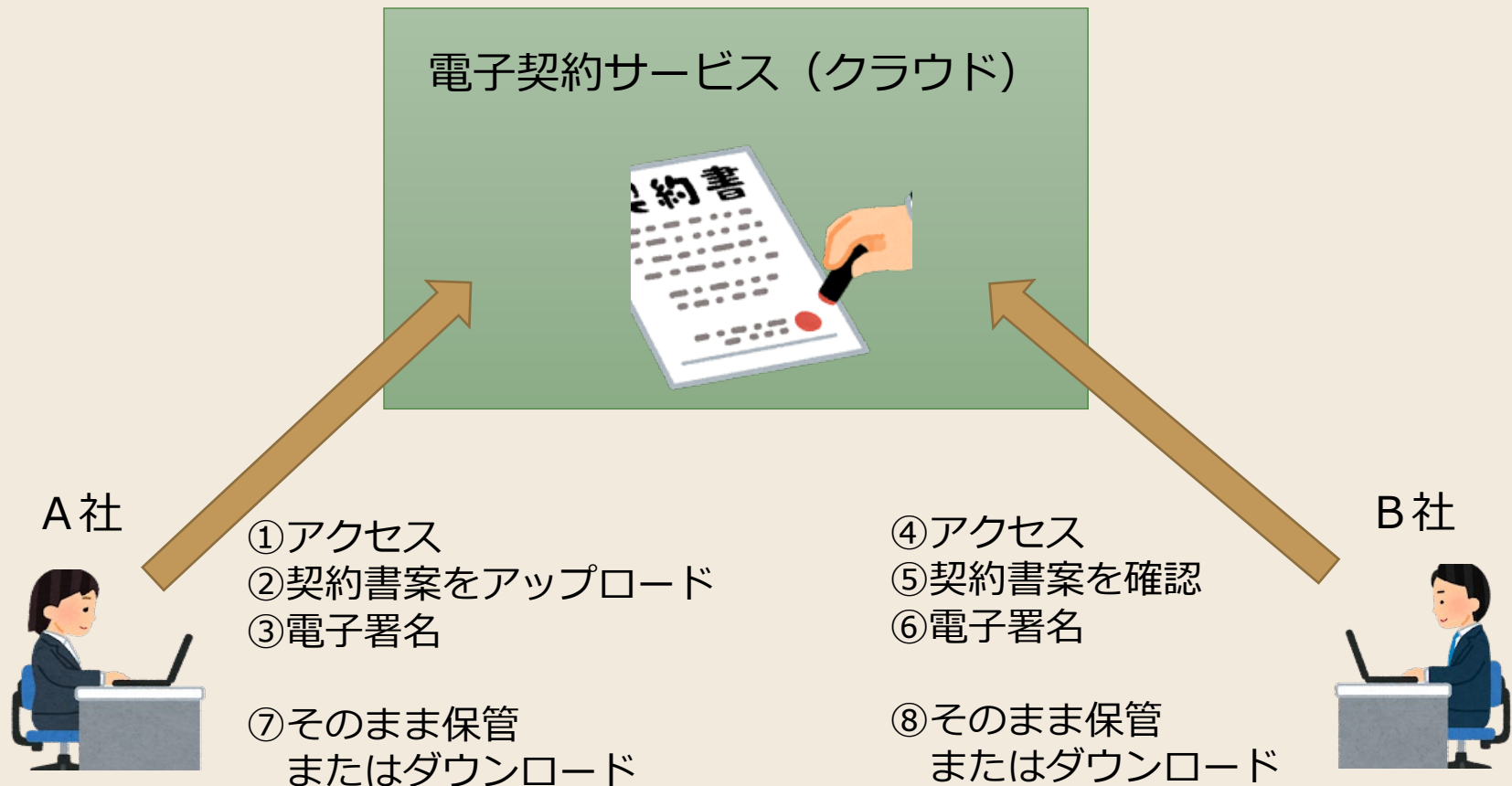
電子署名付きの電子ファイル

印鑑証明書
印鑑登録証明書



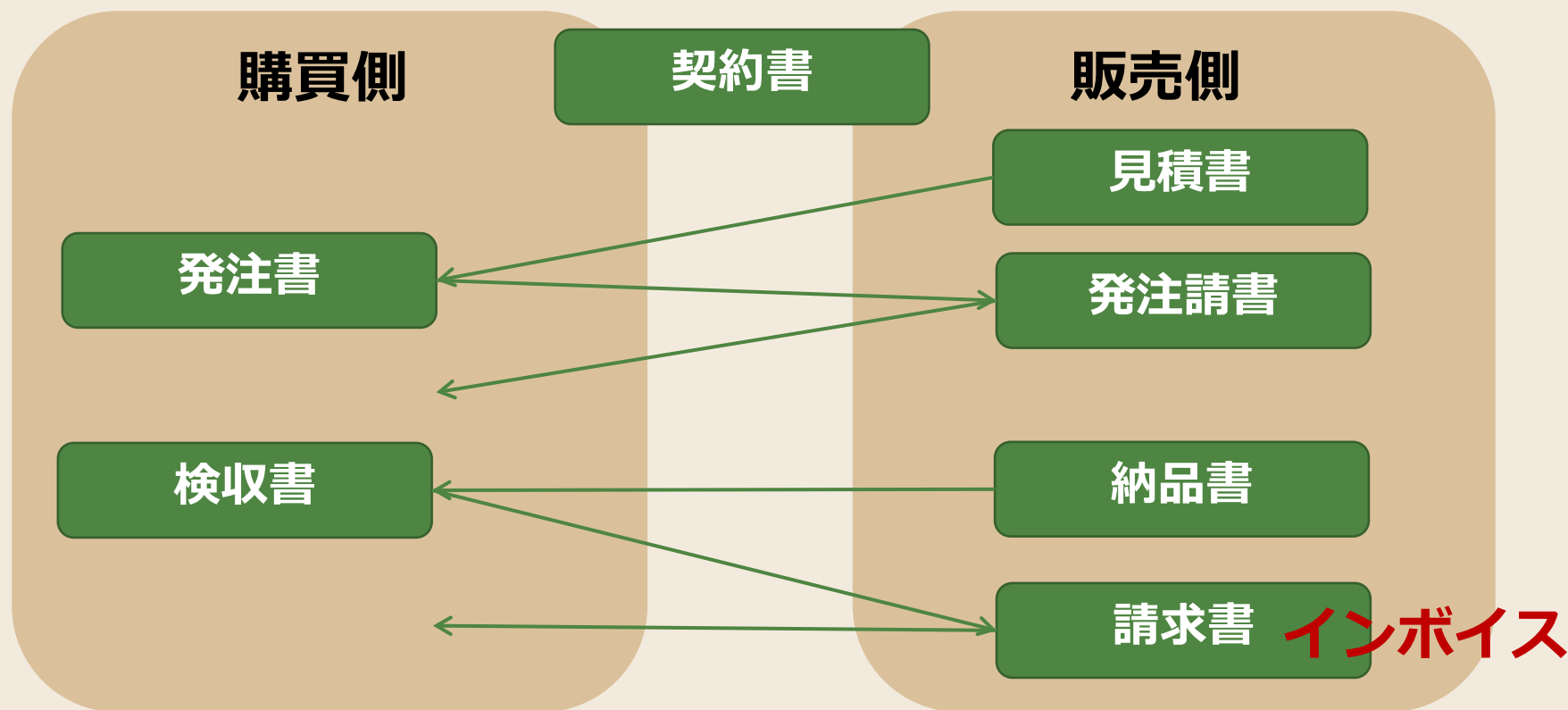
電子証明書

電子契約サービスの使われ方



電子契約サービスで扱う文書

PRI



全取引文書のみならず、図面等あらゆるファイルを共有可能

電子契約のメリット

- ビジネスのスピードアップ



- コスト削減



- コンプライアンス向上

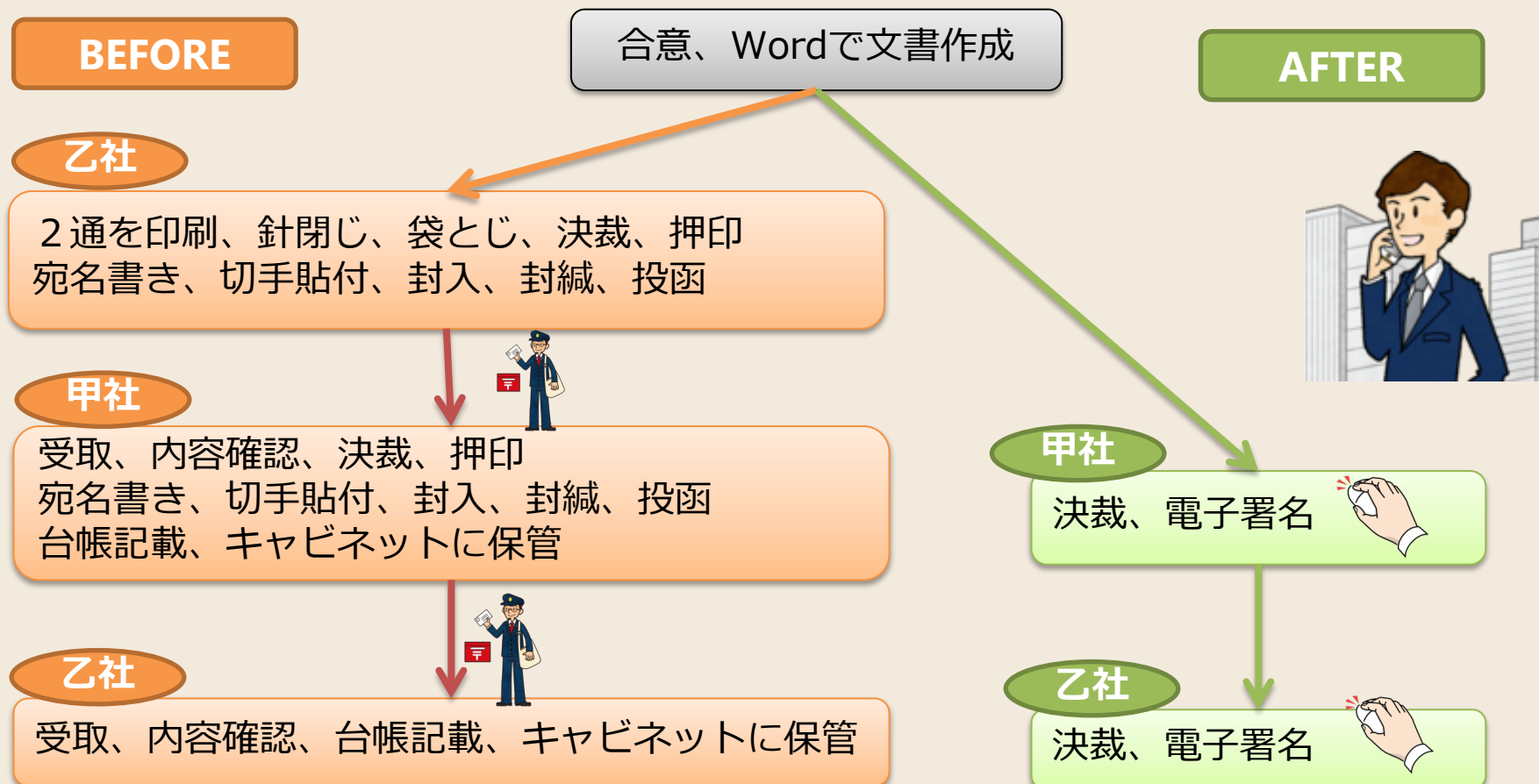


- リモートワークが可能



ビジネスのスピードアップ

PRI



コスト削減

PRI

BEFORE

印紙税

紙代

郵便料金

保管スペース代

作業工数

AFTER

電子契約サービス料

作業工数



コンプライアンス向上

PRI



BEFORE

AFTER

取引情報

部門で管理

本社で一元管理

⇒ 取引の見える化

災害時

紛失、消滅の
可能性

堅牢なデータ
センタに保管

⇒ BCP
(事業継続計画)

真正性
原本性

改ざんの可能性

改ざんできない

⇒ 監査上のメリット

リモートワークに最適

PRI



BEFORE

AFTER



押印
署名

ハンコ等が必要

クリックのみ

送信

郵便局、FAX

どこからでも送信

受信

受取れる場所

どこでも受信

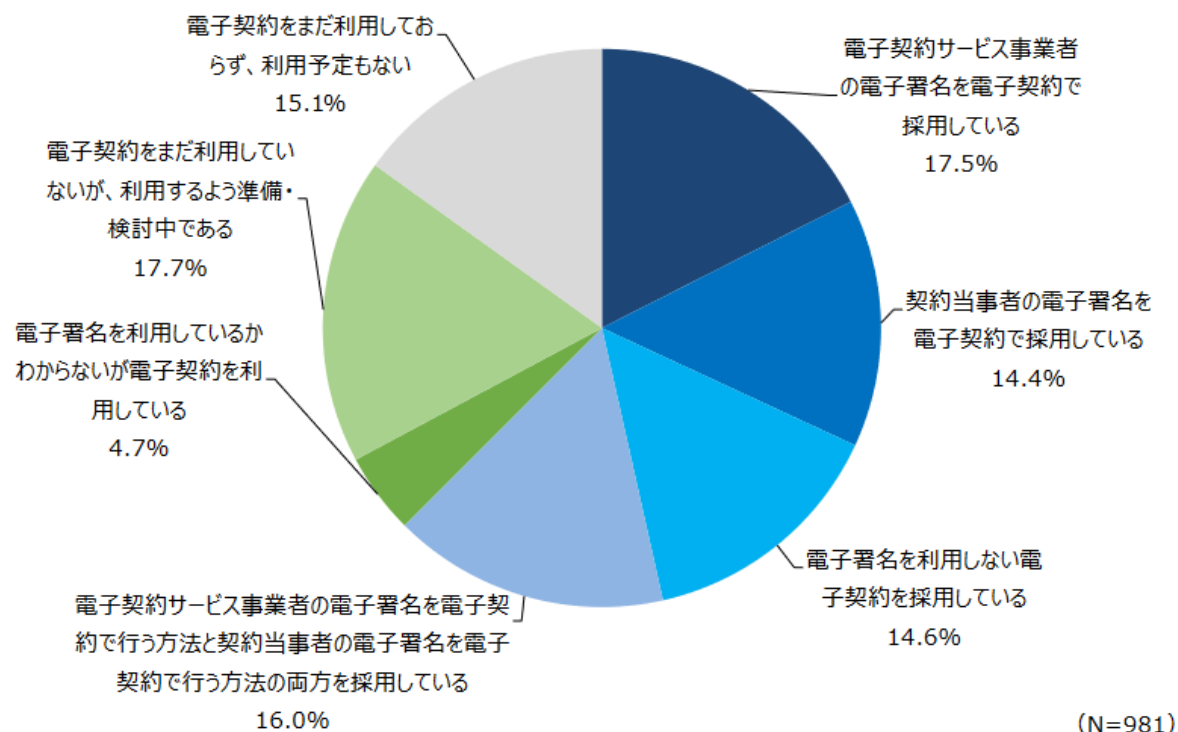
電子契約のデメリット

- 導入のコスト
 - 社内の説得
 - 取引先の説得
 - 業務フローの変更
- 取引先に合わせて使う場合
 - 取引先毎に別のサービスを利用しなければならない

利用率（JIPDEC/ITR調べ）

Q14_2：電子契約の利用状況（2021年調査）

- コロナ禍の勤務上形態の変化に対応し、電子契約を利用している比率は合計で約 7 割となっており、前回の約 4 割から大幅に増加している。



サービス選択のポイント



- 法制度対応
 - ✓ 電子署名法：（グレーゾーン解消制度）
 - ✓ 電子帳簿保存法：JIIMA「電子取引ソフト法的要件認証」
- セキュリティおよびトラスト、本人確認レベル
 - ✓ JIPDECトラステッド・サービス登録
 - ✓ ISMS
 - ✓ プライバシーマーク
- 既存システムとの連携
- 使い勝手：トライアル等で確認

参考：日経クロステックActive
電子契約サービスとは：
電子署名を施した文書を取引先とクラウドで共有
<https://active.nikkeibp.co.jp/atcl/act/19/00217/110200034/>

電子署名の方式



		電子署名の名義（電子証明書の持ち主）	
		当事者	事業者
電子署名をする場所	クラウド	当事者クラウド型	事業者（立会人）型
	ローカル	当事者ローカル型	—

2. 電子帳簿保存法改正への対応

電子帳簿保存法とは

- 所得税法、法人税法、消費税法等が、規定されている帳簿書類を納税地において書面で保存することが義務づけられているものを、一定の要件のもと電磁的記録等による保存を認めるもの
- 3つに分けて理解しましょう
 - 帳簿の保存
 - スキャナ保存
 - 電子取引 ←電子契約はここです。
- 2022年1月1日より改正

電子帳簿保存法の対象

4条1項

国税関係帳簿

- ・ 仕訳帳
- ・ 総勘定元帳
(補助元帳)
- ・ 売上台帳
- ・ 仕上台帳
- ・ 現金出納帳
- ・ 固定資産台帳
- ・ 売掛金台帳
- ・ 買掛金台帳
- ・ その他

4条2項

国税関係書類

<決算関連書類>

- ・ 貸借対照表
- ・ 損益計算書
- ・ 棚卸表など

<取引関係書類>

- ・ 契約書
- ・ 見積書
- ・ 注文書
- ・ 請求書
- ・ 領収書
- ・ 納品書
- ・ その他作成書類

新7条

電子取引

4条3項

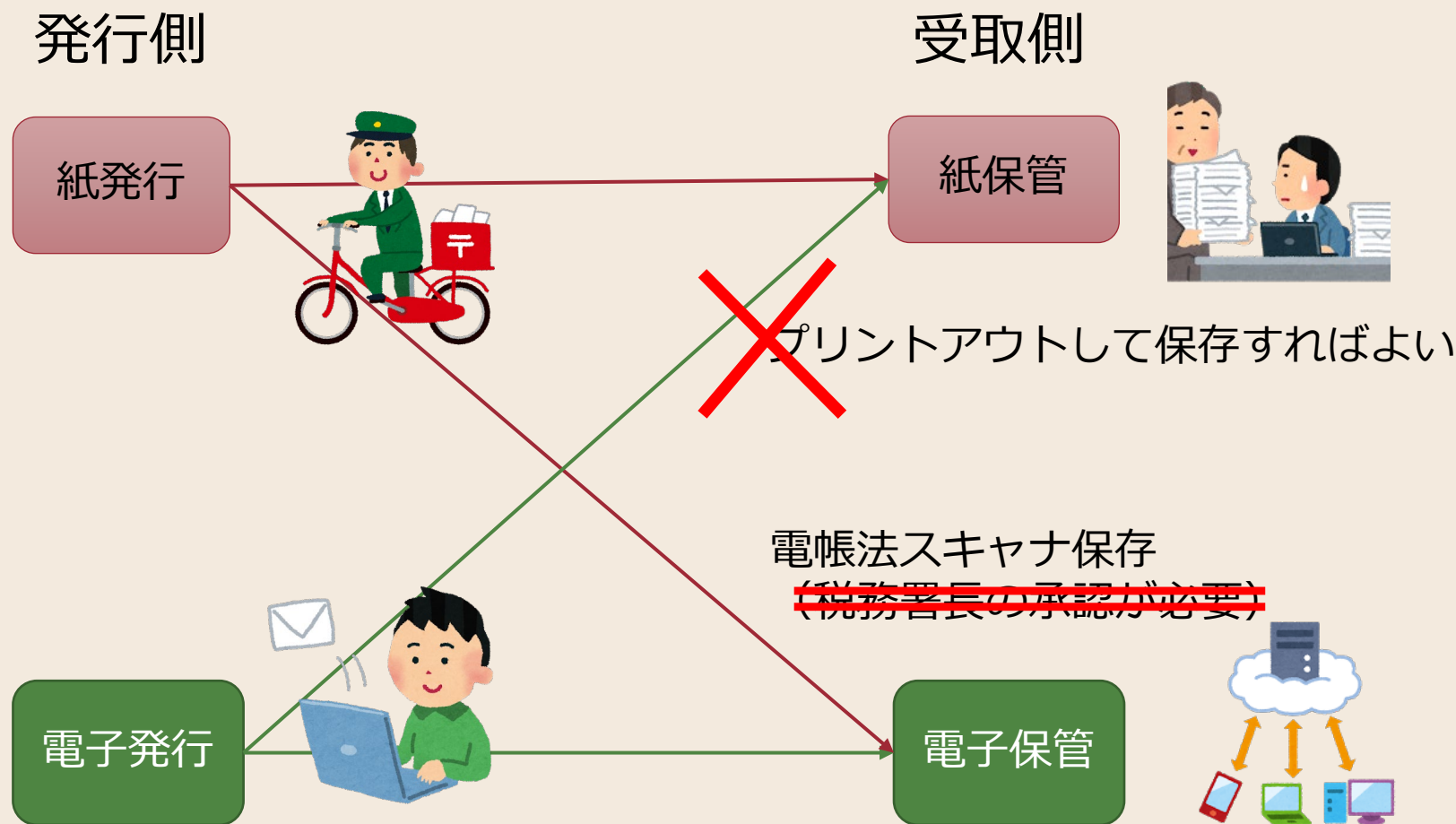
受領した

<取引関係書類>

- ・ 契約書
- ・ 見積書
- ・ 注文書
- ・ 請求書
- ・ 領収書
- ・ 納品書
- ・ その他作成書類

取引関係書類の保存方法が変わります

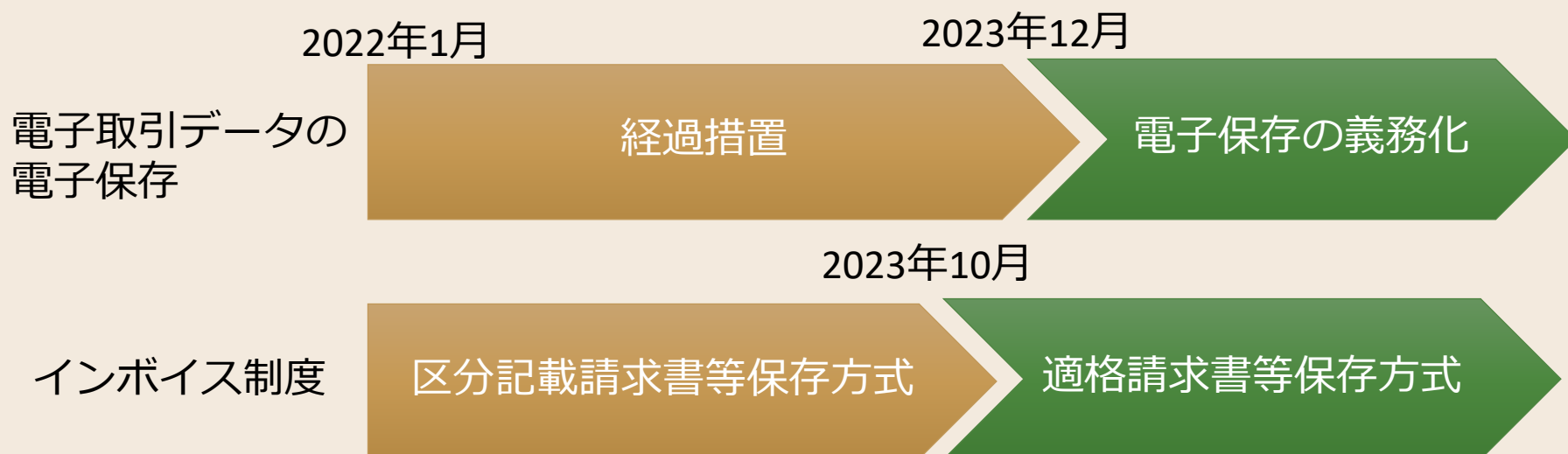
PRI



2年間の経過措置

PRI

- インボイス制度と合わせて、2022年度中には準備しましょう。



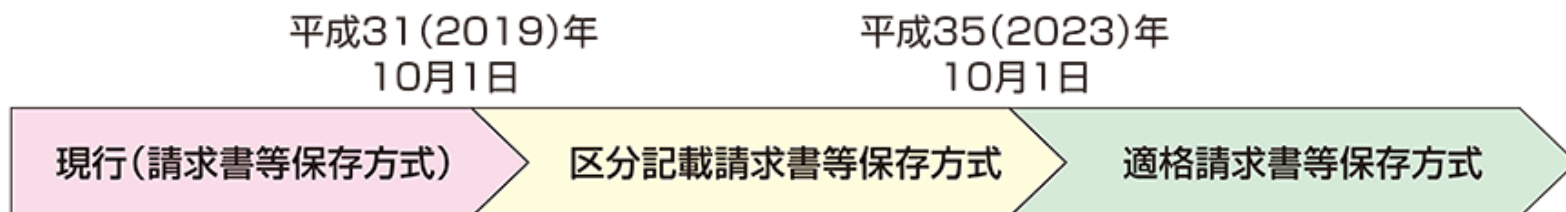
3. インボイス制度の開始

適格請求書等保存方式 (インボイス制度) 開始

PRI

- 適格請求書等保存方式の下では、税務署長に申請して登録を受けた課税事業者である「適格請求書発行事業者」が交付する「適格請求書」等の保存が仕入税額控除の要件となります。
- 適格請求書とは
「売り手が買い手に対して正確な適用税率や消費税額等を伝えるための書類」です。

仕入税額控除の方式のスケジュール



適格請求書の記載事項

PRI

適格請求書発行事業者は、以下の事項が記載された請求書や納品書その他これらに類する書類を交付しなければなりません。

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である場合はその旨）
- ④ 税率ごとに合計した対価の額（税抜き又は税込み）及び適用税率
- ⑤ 消費税額等（端数処理は一請求書当たり、税率ごとに1回ずつ）
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

(注) 適格簡易請求書の記載事項は上記①から⑤となり（ただし、「適用税率」「消費税額等」はいずれか一方の記載で足ります。）、上記⑥の「書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称」は記載不要です。

㈱〇〇御中		⑥ 請求書	
② XX年 11 月分			
11/1	牛肉 ※	5,400 円	
11/2	小麦粉 ※	2,160 円	
⋮		⋮	
11/30	ビール	6,600 円	
※ 軽減税率対象		③ 合計 87,200 円	
		うち消費税 7,200 円	
(10%対象 40,000 円)		消費税 4,000 円	
(8%対象 40,000 円)		⑤ 消費税 3,200 円	
④			
①		△△(株)	
		登録番号 T1234567890123	

政府の取組み

PRI

- 経済財政運営と改革の基本方針 2021 P7

「このため、企業全体で取り組むデジタル投資を税制により支援し、特に中小企業においては、I T導入サポートを拡充し、そのD X推進を大胆に加速するほか、標準化された電子インボイスや、金融機関による支援等も通じた中小企業共通E D I等の普及促進を図る。」

https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/cabinet/2021/2021_basicpolicies_ja.pdf

電子インボイスの標準化

- Peppol (Pan European Public Procurement Online)
EIPA (デジタルインボイス推進協議会) にて日本版の
標準化活動

<https://www.eipa.jp/peppol>

- 主なERP (販売、会計等) が対応予定。

4. JIPDECの取組み

電子契約普及とJIPDEC

PRI

- 2000年～ 創世期
法整備（電子署名法） 指定調査機関
建設業請負契約で電子契約が始まる セミナー開催
PDFへの電子署名 国際標準化
- 2013年～ 普及期「電子契約元年」
クラウド（リモート）署名 JCAN証明書の発行
IT、製造業、金融業、不動産業等大企業での採用
セミナー開催、展示会出展
- 2020年～ 急拡大期
ハンコ出社問題→全社的な書面廃止
JIPDECトラステッド・サービス登録



ご参考

「電子契約の過去・現在・未来－書面・押印・対面の見直しのための技術と法」シンポジウムでの講演のレポート
(2020年12月18日 JIPDEC山内常務理事の講演)

<https://www.jipdec.or.jp/library/report/20201218aft.html>

JIPDECトラステッド・サービス登録

PRI

- トラステッド・サービスの信頼性について

審査、登録、公表

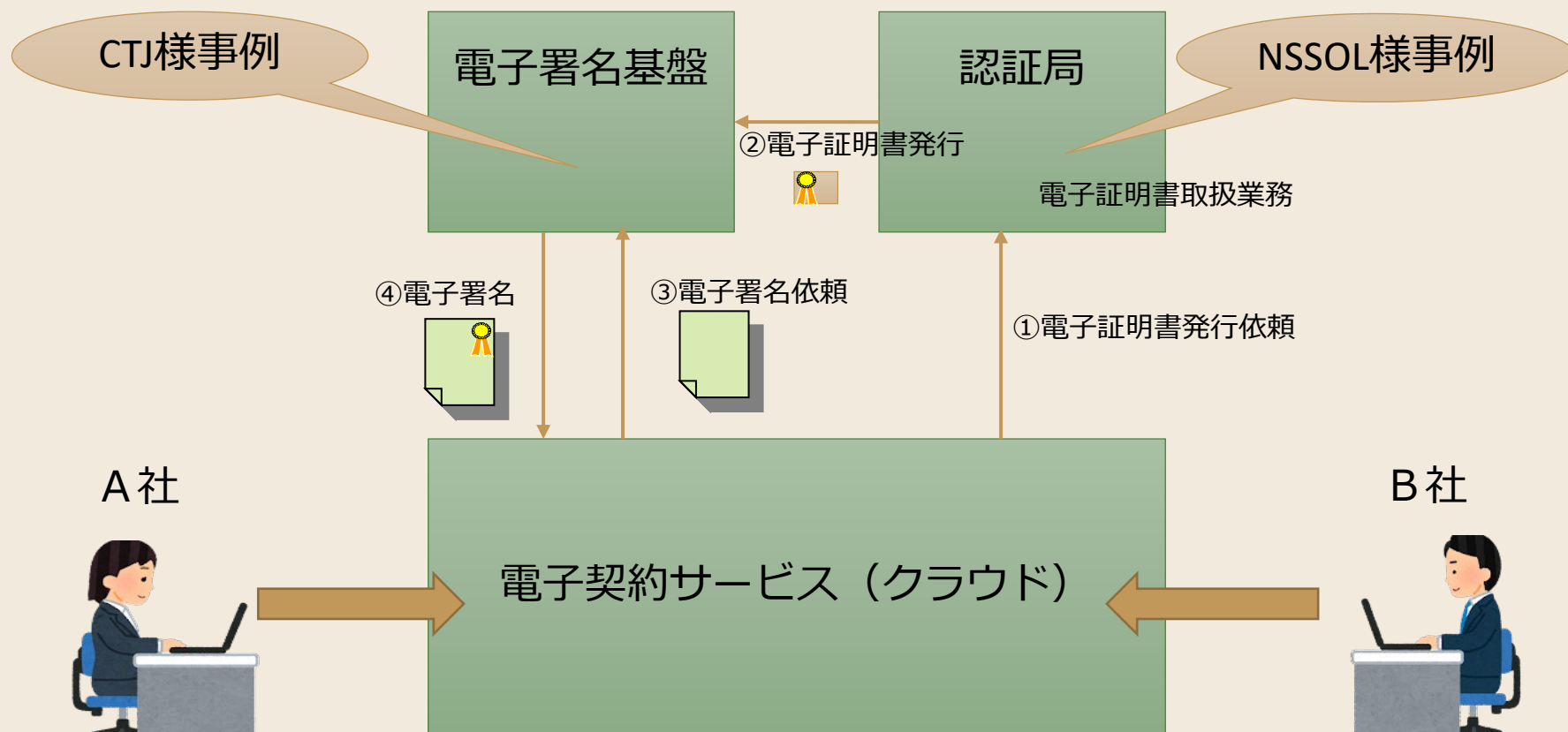
- 認証局 3社
- 電子証明書取扱業務 41社
- 電子契約 1社

<https://www.jipdec.or.jp/project/jtsr.html>

(将来のトラストに関する法制度化に合わせていきます。)

電子契約サービスを分解すると

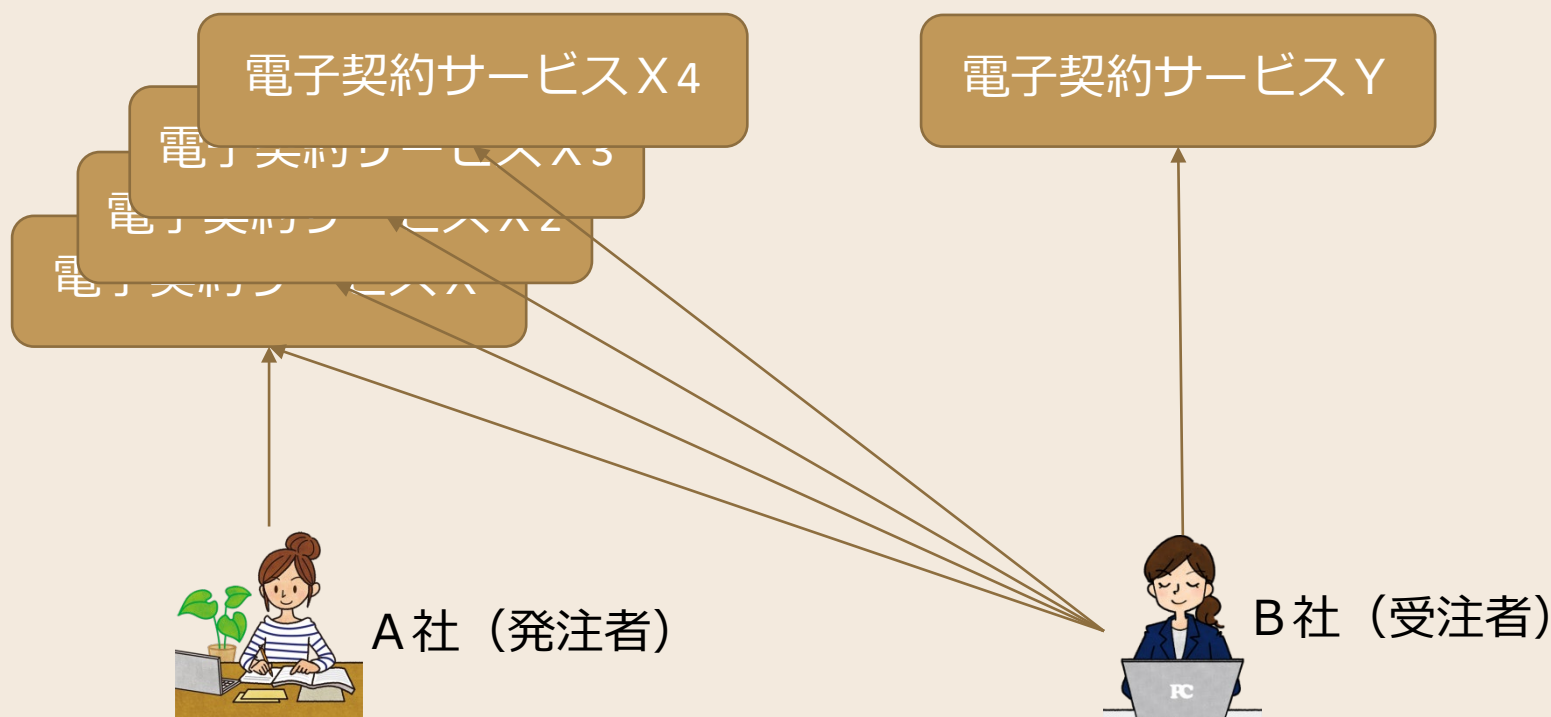
PRI



5. おわりに

電子契約の現状

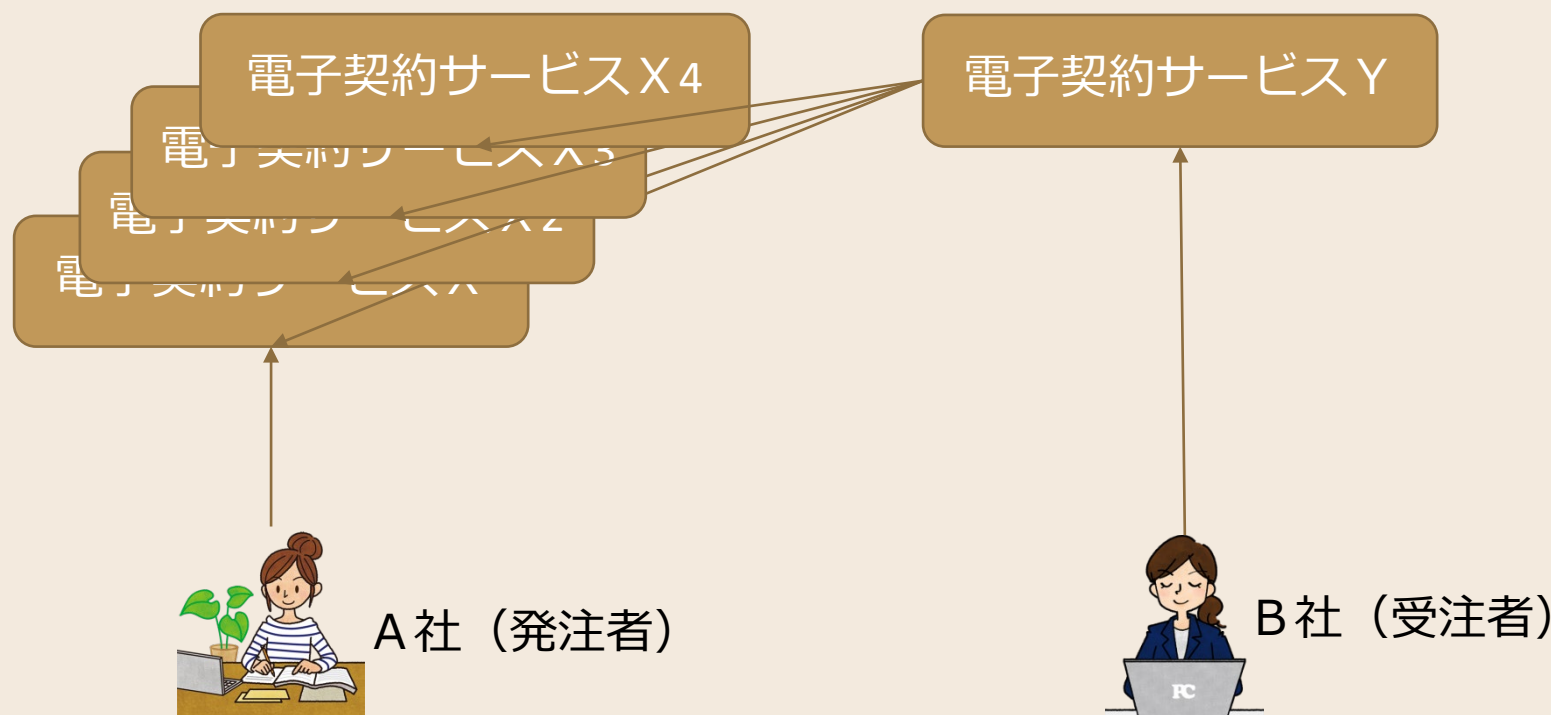
PRI



- B社は、取引先毎に各電子契約サービスを使わなければならない

今後はサービス間のデータ連携が必要

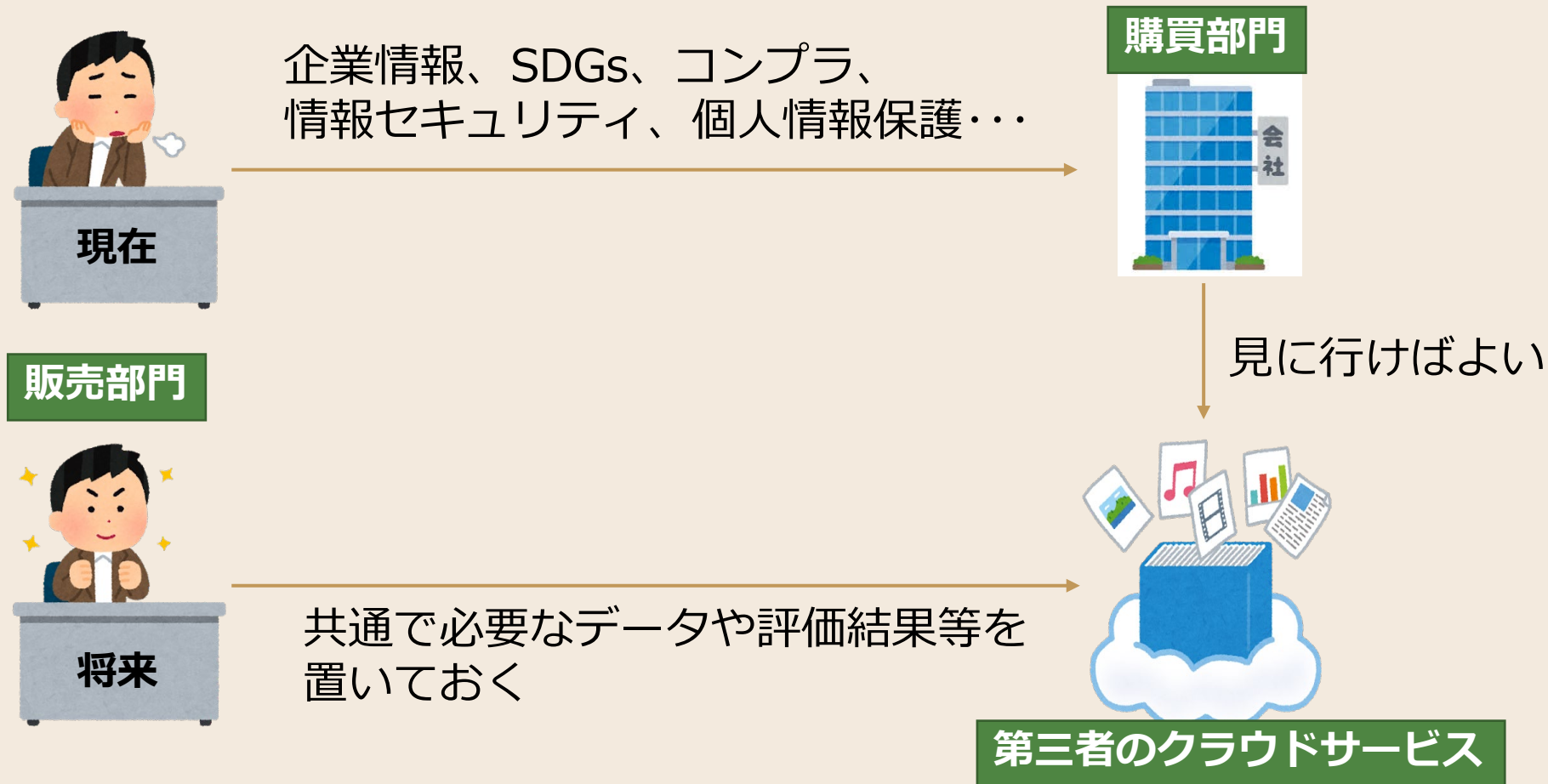
PRI



- B社は、普段使っている電子契約サービスを利用

取引文書だけではない面倒なこと

PRI



ご清聴
ありがとうございました

